

平成 23 年度 (2011 年度) 研究集会助成 応募要項

財団法人ノバルティス科学振興財団
〒106-0031 東京都港区西麻布 4-16-13 西麻布 28 森ビル
電話：03-5464-1460 / FAX：03-5467-3055
E-mail：novartisfound.japan@novartis.com
URL：http://www.novartisfound.or.jp

1. 助成対象研究集会

生物・生命科学およびそれに関連する化学の領域において、わが国で開催される研究集会に対し、運営経費の一部を助成する。助成対象は下記の選考基準に基づく。

- 1) 国外からの参加者を含み、国際性豊かで、学術的意義の大きい研究集会であること。
- 2) 1,000 名を越す大規模な研究集会は、原則として助成の対象としない。ただし、関連して国内の学会および機関が主催する集会において行われるシンポジウム、招待講演、セミナー等は助成対象とする。
- 3) 2 国間の研究集会は、原則として助成の対象としない。
- 4) 他の財源から多額の収入が得られると予想される研究集会よりも、当財団からの助成が有効となるような研究集会を優先する。
- 5) 平成 23 (2011 年) 年 4 月以降、平成 24 (2012 年) 年 3 月末までに開催される研究集会であること。

2. 申請件数

1 申請者から 1 件に限る。また、1 集会につき 1 申請とする。
当財団の現理事、評議員、選考委員は、申請者となれない。

3. 助成金額

助成金は 1 件 50 万円を限度とし、予算範囲内で助成を行なう (5 件程度)。

4. 申請方法

ノバルティス科学振興財団ホームページ (www.novartisfound.or.jp) からダウンロードした所定の用紙に必要事項を記入し、平成 22 年 (2010 年)9 月 30 日 (木) 必着で当財団宛に送付する (1 部)。
併せて、申請書の WORD 子ファイルを CD・DVD またはフロッピーディスクに保存して送付する (PDF 形式にはしない)。

5. 申請受付期間

平成 22 年 (2010 年) 7 月 ~ 平成 22 年 (2010 年) 9 月 30 日 (木) 必着

6. 選考方法

選考委員会で選考後、理事会、評議員会で決定する（平成 23 年 2 月下旬頃）。

7. 採否の通知

平成 23 年（2011 年）2 月下旬頃に、採否を申請者に通知する。

8. 助成金の交付

平成 23 年（2011 年）5 月中旬頃に、指定の銀行口座に振り込み。

4 月～5 月に開催される集会については、開催前までに振り込み手続きを行う。

集会が延期もしくは中止された場合、助成金は返却するものとする。

9. 助成金の使途

助成金は、助成対象となっている研究集会の開催に必要な経費以外には使用できない。

会場使用料、外国人講演者の招聘費用、抄録集の印刷費等、研究集会の開催に直接必要な経費に限る。

飲食費等に使用してはならない。

助成金は、申請書記載の通りに使用することを原則とする。

使途を変更する場合は、あらかじめ当財団理事長の承認を求めること。

10. 助成金を受けた表示

本財団の助成を受けて行われるシンポジウム、招待講演、セミナー等は、財団法人ノバルティス科学振興財団（英文の場合は The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science）から助成を受けた旨を明らかにし、それを示す資料があれば 1 部を当財団事務局へ送付すること。研究集会の案内、抄録集、報告書等を刊行する場合は、財団法人ノバルティス科学振興財団（英文の場合は The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science）から助成を受けた旨を明記し、その刊行物を 1 部当財団事務局へ送付すること。

11. 成果の報告

研究集会の成果および会計報告を、集会終了後 2 ヶ月以内に当財団に報告するものとする。

報告書作成方法等については、当財団事務局より連絡する。

成果報告書は、当財団ホームページ、年報等で公表される。

領収書は、提出は求めないが、使用后 5 年間は保管すること。

12. その他

上記の点に違反したとき、または贈呈先として相応しくない行為があったときは、助成を取り止めたり、助成金の返還を求めることがある。

選考、採否通知の日程は、変更されることがある。

助成決定後、申請者氏名、所属機関、研究集会名等は、報道機関、財団ホームページ、年報等で公表される。